

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500869号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600077号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和60年11月29日から昭和61年1月1日まで

A社に勤務していた当時の給与明細書を確認したところ、請求期間①において控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が日本年金機構からのお知らせの記録と異なっていることがわかった。また、B社に勤務していた請求期間②についても、給与明細書の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が日本年金機構からのお知らせの記録と異なっている。

請求期間①及び②に係る標準報酬月額を、正しい記録に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出のあったA社の給与明細書によると、オンライン記録で確認できる12万6,000円の標準報酬月額より高い14万2,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①については、請求者が昭和58年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、資格取得時に決定された標準報酬月額が記録されることとなる。

さらに、請求者の資格取得時の標準報酬月額について、日本年金機構は、請求者が提出した給与明細書から固定的賃金の算入漏れや明らかな計算誤りは確認できず、資格取得時に決定された標準報酬月額12万6,000円が適正である旨の回答をしている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年

金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①については、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)と請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額(12万6,000円)のいずれか低い方の額が厚生年金特例法による認定額となることから、当該認定額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者から提出のあったB社の給与明細書によると、オンライン記録で確認できる14万2,000円の標準報酬月額より高い15万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②については、請求者が昭和60年11月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、資格取得時に決定された標準報酬月額が記録されることとなる。

さらに、上記の資格取得時の標準報酬月額について、日本年金機構は、請求者が提出した給与明細書から固定的賃金の算入漏れや明らかな計算誤りは確認できず、資格取得時に決定された標準報酬月額14万2,000円が適正である旨の回答をしている。

ところで、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、請求期間②については、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(15万円)と請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)のいずれか低い方の額が厚生年金特例法による認定額となることから、当該認定額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600140号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600076号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月
④ 平成19年12月

A社から請求期間に係る賞与の支給があった。賞与明細書等は保管していないが、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間①から④までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、資料がないため不明と陳述している。

また、請求者が請求期間当時に居住していたB市は、請求者の上記請求期間に係る給与支払報告書等の資料について、保存期間満了のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。